

知的財産関連ニュース報道 (韓国版)

<2016年11月>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

韓国弁理士 金 成鎬

11月には、韓国の職務発明関連の法改正の動きに関する記事を紹介する。なお、韓国で依然として話題となっている特許権の高い無効率に対して、その実情を示しながら解決案として進歩性の概念を変えるべきだという面白い記事を扱う。

11月3日付電子新聞によると、韓国国家知識財産委員会（以下、知財委）が発明振興法改正案を出し、職務発明の権利を使用者に自動承継する「使用者主義」を導入し、論難が予想される。職務発明の特許を受ける権利は、原則として従業員に帰属するという韓国特許法第33条の「発明者主義」と矛盾する上、今後、従業員が正当な補償を受けられない可能性もある。改正案は、11月国会に提出される予定である。特許を受ける権利の自動承継：

現行の第13条1項は、「大統領令で定める期間（4ヶ月）に、その発明に対する権利を承継するかしないかを従業員等に文書で通知しなければならない」と規定している。一方、改正案は、「特許などを受ける権利を承継させる契約や勤務規定がある場合は、使用者等は、職務発明が完成された時に（中略）権利を承継したものとみなす」となっている。職務発明の申告と同時に、特許を受ける権利が使用者に自動的に承継されて、申告後4ヶ月以内に使用者が放棄の意思を示さなければ、特許を受ける権利の使用者への帰属が確定される。このように特許を受ける権利が使用者に自動的に承継されると、従業員に不利との見通しが出ている。現行法は、従業員が職務発明を申告すると、使用者が価値があると評価した発明の特許を受ける権利の承継の意思を従業員に通知し、従業員に補償するための手順を踏む。しかし、改正案では、職務発明届出後4ヶ月以内に使用者が放棄の意思を明らかにしない限り、特許を受ける権利が使用者に自動的に継承される。この場合、職務発明を補償する強制性が薄れる可能性が高い。韓国の特許庁産業財産政策課長は、こうした指摘に対して、「勤務規定に職務発明補償制度を含めると、従業員も正当な補償を受けることができ、改正案が使用者に偏ったものではない」と説明した。しかし、従業員と使用者が対等な位置で交渉することができ

ないという現実を考慮すれば、このような主張は説得力に欠ける。釜山大ロースクール教授（クォン・ヒョク氏）は、「発明権が最初から使用者に帰属されると、従業員と使用者との間の補償に関連した対等な協議・交渉が不可能になり、十分な補償を期待するのは難しい」と指摘した。また、「勤務規定は、原則として使用者に一方向的な作成の権限があり、従業員の意思が反映される余地はない」とし、「実際、就職時点で就業規則上の職務発明に関する内容を問題視し、就職を検討する従業員はいない」と強調した。使用者の「無償」通常実施権：

現行法では、職務発明届出後4ヶ月以内に使用者が承継意思を通知しなければ特許を受ける権利の放棄とみなされ、通常実施権は、従業員と別途交渉しなければならない。しかし、改正案は、この但し書きを削除した。韓国特許庁産業財産政策課の事務官は、「通常実施権は、原則として企業にある」とし、「職務発明補償制度の定着を誘導するために導入した一部の制限をなくすための措置」と説明した。しかし、「通常実施権付与自体が従業員の権利を制限するものであるため、使用者は、従業員との協議を経なければならない」と指摘する声もある。また、「従来は、従業員に勤務規定が不利に改正される場合は、従業員の過半数の同意を得なければならなかったが、法で通常実施権を付与すると、これらの規定も不要となる」とし、「改正案は、共生のための制度ではなく、使用者に過度に有利な改正」との批判もある。

11月30日付電子新聞によると、韓国のカリスト（KAIST）の知識財産戦略最高位過程（AIP）運営委員（パク・ジンハ氏）は、最近開かれたIP企業委員会において、「国内の知的財産（IP）生態系の育成のためには、特許無効率から下げなければならない」とし、「判断の基準を『容易性』ではなく『自明性』に変えれば、客観的立証が可能となる」と主張した。パク氏は、特許法上、進歩性の要件として「容易性」の導入を最大の原因に挙げた。「容易に」発明することができれば、特許を受けることができないと規定した韓国特許法第29条（特許要件）第2項は、

米国の「自明性」とヨーロッパの「進歩性」の基準を間違えて導入した結果だという立場である。目的の斬新性、構成の非自明性、効果の顕著性などが考慮されるべき判断において、構成の困難性が重要な基準となったのだ。さらに、通常の技術者の水準で容易であるという理由で無効の判断を受けると、これに対応するのは難しい。構成が容易ではないことを証明することが難しいからである。実際、2015年基準で、総数449件の特許無効審判で無効審決(認容)された件数は202件であって45%の無効率を記録した。前年度(2014年53.2%)よりも数値は落ちたが、20%台の水準である日本に比べて依然として高い方である。韓国の特許専門家たちは、無効率が高い主な原因として、特許技術自体の低水準性、特許明細書・請求の範囲の記載の不十分性、審査官の業務過

多による審査品質の低下、審査官と裁判官の専門性不足、特許法上、進歩性の要件に「容易性」判断の規定などを挙げている。実際、容易性と自明性は明らかに異なる概念であるが、韓国国内では同じように扱われている。韓国特許庁の審査段階では、米国の自明性の基準が反映される一方、特許審判院、さらには、特許法院に行くほど文言解釈(容易性)で判断されており、用語の改正が必要であるとされる。また、不十分な特許明細書と重い審査官の業務も問題だ。世界5大特許庁協議体「IP5」の審査官一人当たりの処理件数を比較すると、2015年基準韓国は221件で、日本(164件)より実に57件も多い。韓国が相対的に審査処理期間が短いことを考慮すると、負担はさらに過重になる。

《訴訟関係》

- ▲韓国の(株)徳信ハウジングは、東亜エステック(株)が提起した断熱デッキプレートスラブ施工方法に対する特許権侵害禁止訴訟2審で、原告の請求がすべて棄却されたと2日公示された。(株)徳信ハウジング側は、「1審判決の根拠となった東亜エステック(株)の合板脱型断熱材デッキと当社の鋼板脱型断熱デッキであるインシュードッキとは、製品構成と下部鋼板の結合方式に相違があって特許侵害になり得ないため控訴を提起した」とし、「ソウル高等裁判所で勝訴しており、今後原告が最高裁に上告する時には積極的に対応するつもりだ」と明らかにした。(2日 韓経)
- ▲韓国のセルトリオンは11月14日(現地時間)、米国特許審判部(PTAB)が、セルトリオンのバイオシミラー(バイオ医薬品複製薬)「レムシマ」のオリジナル医薬品である多国籍製薬会社ヤンセンのレミケードの物質特許再審査控訴で、最終的な「拒絶維持」の決定を下したと16日伝えた。(17日 連合)
- ▲大田(テジョン)地方検察庁において知的財産権関連の犯罪捜査を専担する部長検事は、「2015年1月から9月まで受付られた知的財産権事件は194件であったが、今年に入って1月から9月までの受付件数は303件で56%が増えた」と述べた。(25日 ファ)

《立 法》

- ▲韓国国家知識財産委員会が発明振興法改正案を出し、職務発明の権利を使用者に自動承継する「使用者主義」を導入し、論難が予想される。(3日 電子)
- ▲韓国特許庁の特許審判院は15日、社会的問題となる事件などを5人合議体が口頭審理する大審判廷を開所して初めて5人合議体口頭審理を開催すると明らかにした。(16日 ア経)

《行 政》

- ▲11月9日、韓国政府と関連業界によると、韓国公正取引委員会は、「韓電PLC(電力線通信)チップ」に対するゼルライン(Xeline)の特許権独占行使が正当なのかを見極める、ゼルラインの標準特許料要求不当性調査に着手した。(10日 電子)
- ▲韓国政府が創造経済の一つの軸として育成している「技術金融」と関連して、韓国の銀行が技術金融評価報告書の割当量を埋めるために、企業の実際の調査を省略し、既存の企業信用評価報告書などをコピーして提出するようという強要があったことが確認された。(16日 電子)
- ▲韓国金融委員会事務処長は11月5日、「技術移転、特許等の会社財務状況に大きな影響を及ぼす企業については、関連情報の公示を『自律公示』から『義務公示』に変えることを検討する」と述べた。(17日 連合)
- ▲韓国の食品医薬品安全処は、韓国国内製薬会社が医薬品開発時の特許対応戦略を効率的に確立することができるように、米国、ヨーロッパ、日本などの海外主要国の医薬品の特許関連の判例を詳細に分

析した「医薬品の特許判例情報」を提供すると11月25日明らかにした。(25日 ア経)

《その他》

- ▲黄禹錫(ファン・ウソク)前ソウル大学教授が10月31日、ヒト胚性幹細胞に対する国内特許を受けた。(1日 朝ビ)
- ▲11月8日、米国特許商標庁 (USPTO) によると、黄禹錫(ファン・ウソク)前ソウル大教授が、獣医学部在職当時に作った1番ヒト胚性幹細胞 (NT-1) から分化した神経前駆細胞 (神経系の様々な細胞を生成する細胞) に関して出願した「体細胞クローン胚性幹細胞由来の神経前駆細胞」の特許が米国で特許登録された。2014年、NT-1の製造方法の特許を受けたのに続いて二番目だ。(9日 韓経)
- ▲11月15日、韓国特許庁によると、ドナルド・トランプ米国大統領当選者が、韓国に10件の商標権を保有していることが分かった。(16日 ソ経)
- ▲韓国の自由経済院は11月16日午前、「財産権指標の国際比較：韓国の現実と政策課題」というテーマのセミナーを開き、財産権連帯 (PRA) が調査した「2016年財産権指標」を発表したところによると、韓国の財産権指標 (IPRI) が、財産権の侵害規制と政治環境のため、世界128カ国のうち35位と中位圏レベルにとどまったことが分かった。知的財産権指数は6.7 (29位) であり、その中の特許保護点数 (8.7・17位) が高かった。(17日 文化)
- ▲韓国銀行が22日に発表した「2016年第2四半期中の知的財産権の貿易収支」によると、昨年の知的財産権の輸出額は23億4,000万ドルを記録したが、輸入額が25億ドルに達して1億6,370万ドルの赤字を示し、韓国の第2四半期の知的財産権の貿易収支の赤字規模が、歴代の第2四半期の中で最低値を記録した。(23日 ニュ)
- ▲韓国のサムスン電子総合技術院長(社長)は23日午前、「米国量子ドット素材メーカーである「QDビジョン」(QD Vision) 買収を推進する目的は資産を買収するため」であると明らかにした。資産買収方式は、企業全体を対象とする株式引受とは異なり、工場設備などの資産のみを取得し、負債や従業員、営業権等は含まない形である。現在、サムスン総合技術院を介して量子ドットの研究開発を進めているサムスンは、QDビジョンの資産買収を介して量子ドットの基礎技術と基本特許などを買い入れて量子ドット技術の完成度と特許障壁を高めようとする意図と解釈される。(23日 イー)
- ▲韓国の前特許法院院長(カン・ヨンホ部長判事)は、11月23日、カリスト (KAIST) 未来戦略大学院世宗(セジョン)キャンパスで開かれた「知的財産最高位過程」(AIP過程)の講義で、「韓国特許法院の水準が非常に高く、判決の実力が優れているので、世界の特許関連の訴訟を誘致すべきだ」と述べ、韓国が世界的な特許訴訟を誘致するには、「国際裁判部を迅速に設置すべきだ」という意見を示した。(25日 ファ)
- ▲韓国のカリスト (KAIST) の知識財産戦略最高位過程 (AIP) 運営委員 (パク・ジンハ氏) は、最近開かれたIP企業委員会において、「国内の知的財産 (IP) 生態系の育成のためには、特許無効率から下げなければならない」とし、「無効判断の基準を『容易性』ではなく『自明性』に変えれば、客観的立証が可能となる」と主張した。(30日 電子)

※媒体の正式名称 (発行社)

朝鮮:朝鮮日報(朝鮮日報社)、中央:中央日報(中央日報社)、京郷:京郷新聞(京郷新聞社)、ハン:ハンギョレ新聞(ハンギョレ新聞社)、国民:国民日報(国民日報社)、韓国:韓国日報(韓国日報社)、世界:世界日報(世界日報社)、文化:文化日報(文化日報社)、毎経:毎日経済新聞(毎日経済新聞社)、韓経:韓国経済新聞(韓国経済新聞社)、ア経:アジア経済新聞(アジア・メディア・グループ)、ソ経:ソウル経済新聞(ソウル経済新聞社)、電子:電子新聞(電子新聞社)、ファ:ファイナンシャルニュース(ファイナンシャルニュース新聞社)、マネ:マネートゥデイ(マネートゥデイ社)、デジ:デジタルタイムス(文化日報社)、連合:連合ニュース(連合ニュース社)、デイ:デイリーパム(デイリーパム社) アジ:(アジアトゥデイ社)、朝ビ:朝鮮ビズ(朝鮮経済社)、ニュ:ニューシス(ニューシス社)、イー:イーデイリー(イーデイリー社)